

答申第37号

答 申 書

平成27年11月

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった保有個人情報につき一部開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成26年9月1日に実施機関に対し、次の個人情報の開示請求を行った。

（1）南加賀保健所所有の医療保護入院に関する個人情報（2012年2月29日分）

（2）南加賀保健所所有の措置入院に関する診断書（2013年7月10日分）

2 実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、

（1）精神保健福祉記録票中の2012年2月29日の対応記録概要

（2）措置入院に関する診断書（2013年7月10日）2通

を特定した上で、（1）については、平成26年9月12日付けで、不開示とし、

（2）については、個人の評価等に関する情報及び開示請求者以外の個人情報にあたることから、条例第14条第2号及び第3号に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）とし、同日付で異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、平成26年10月9日に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し、異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

4 実施機関は、平成27年1月13日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

今後異議申立人が診療所で治療をする上で病識を持つ為に本件診断書中の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「現在の精神症状」、「診察時の特記事項」を知る必要がある。

不開示情報を開示しても事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれはな

い。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「病名」、「生活歴及び現病歴」、「現在の精神症状」、「診察時の特記事項」欄については、個人の評価に関する情報にあたり、本人に知らせないことを前提にしなければ正確な評価等ができなくなり、事務の目的達成や公正又は円滑な遂行に支障が生ずるおそれがある。

このことから、不開示部分は、条例第14条第2号に該当する。

- (2) 鑑定した精神保健指定医の氏名及び印影、診察に立ち会った職員の氏名については、特定の個人を識別することができるので、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがある。

このことから、不開示部分は、条例第14条第3号に該当する。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

この目的を達成するためには、県が保有する個人情報は、本人に開示することを原則とすべきであるが、情報の中には、開示することにより本人以外の第三者あるいは本人の正当な利益を損なうもの、又は、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの等が考えられる。

このため、当審査会は、開示の原則を基本として、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという理念に立って条例を解釈し、以下、判断するものである。

2 本件保有個人情報について

本件開示請求に係る個人情報が記載された公文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神保健指定医が作成した、異議申立人に係る措置入院に関する診断書である。

当審査会では、実施機関から、措置入院に関する診断書の提示を受けて保有個人情報を直接見分した。

3 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件不開示部分が、条例第14条第2号及び同条第3号に規定する不開示情報に該当する旨主張していることから、これについて検討し、判断する。

- (1) 条例第14条第2号及び同条第3号の不開示情報について

条例第14条第2号は、「個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しない旨規定している。また、条例第14条第3号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」は開示しない旨規定している。なお、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることがことが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と定め、同号本文の不開示情報から除くものとされている。

(2) 条例第14条第2号の不開示情報の該当性について

実施機関は、本件診断書中の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「現在の精神症状」、「診察時の特記事項」欄について、個人の評価に関する情報にあたり、本人に知らせないことを前提にしなければ正確な評価等ができなくなり、事務の目的達成や公正又は円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるとして、不開示とした。

当審査会での本件診断書の見分結果によれば、前述の記録情報は、本人に知られることを予期していないものや本人には知られないことを前提に作成したものが具体的に記述されている。本件診断書は、措置入院手続きの際に作成されるものであり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項の規定によれば、措置入院は「医療及び保護のため入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるとき」に被診察者の意思に反して入院させる処分であることから、被診察者がこの手続きに納得しないことが想定される。よって、これらの情報が開示されるとなると、本人が自暴自棄になったり、自己加害行為に及ぶ等の本人に悪影響を与えるおそれがあることはもちろん、診断書には鑑定した精神保健指定医が率直に記載することが求められるところ、本人に知らせないことを前提にしなければ、精神保健指定医が診断に際し本人に有害不利と認められる事項を曖昧な記載に変えたりするなど、診断内容の形骸化をもたらすことは否定できないため、開示することにより措置入院事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、条例第14条第2号の規定に該当し、不開示は妥当である。

(3) 条例第14条第3号の不開示情報の該当性について

実施機関は、鑑定した精神保健指定医の氏名及び印影、診察に立ち会った職員の氏名については、特定の個人を識別することができるので、開示する

ことにより個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第14条第3号により不開示とした。

しかし、前述のように、条例第14条第3号ただし書の規定により、個人の権利利益を侵害しないと考えられ不開示とする必要のない開示請求者以外の個人情報もあることから、以下これについて検討する。

ア 鑑定した精神保健指定医の氏名及び印影

措置入院のための診察は、石川県知事が指定した精神保健指定医が、公務員の地位において行う職務である。よって、「精神保健指定医の氏名」については、同号ただし書ハの公務員等の職務に関する情報であると認められる。

しかしながら、条例は開示請求者以外の個人情報は最大限に保護する必要があるとしているところであり、このため本号ただし書の解釈に当たっても当然開示請求者以外の個人情報が保護されるよう配慮をする必要があると考えられる。

本件についてこれをみると、指定医による診察は、本人の同意なしに強制入院させる結果を招くことがあるため、措置入院に対する不満から、精神保健指定医への不信感や誤解に基づき、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確認するため精神保健指定医の私生活等に影響を及ぼす行為がなされ、個人の権利利益を不当に害するおそれがあることは否定できず、本号ただし書ハには該当しないと判断され、不開示は妥当である。

また、他のただし書のいずれにも該当しないと判断される。

イ 診察に立ち会った職員の氏名

本件診断書中の「行政庁における記載欄」中の職員氏名は、実施機関の職員が診察の立会いの際において記載されるものであり、同号ただし書ハの公務員等の職務に関する情報であると認められる。

しかしながら、措置入院手続きは、本人の意思にかかわらず入院させる処分であり、この過程において診察の立会をした職員については、措置入院手続きに協力したとして、職員に対して逆恨み等の感情を抱き、この者の私生活に関与してくる行為がなされ、個人の権利利益を不当に害するおそれがあることは、鑑定した精神保健指定医の場合と同様に否定できず、本号ただし書ハに該当しないと判断され、不開示は妥当である。

また、同号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する場合は、個人情報としては不開示とはしない旨規定しているので、これについても検討する。

一般的に、知事部局等の公務員の職、氏名については、それが人事異動の公表や一般に販売されている職員録に職名及び氏名が掲載されている等の場合には、慣行として開示請求者が知ることができる情報であり、個人情報として不開示とはならないとしているところである。しかし、措置入

院手続に協力したとして、職員に対して逆恨み等の感情を抱き、この者の私生活に関与してくる行為がなされ、個人の権利利益を不当に害するおそれがあることは前述のとおりである。よって、同号ただし書イに該当しないと判断され、不開示は妥当である。

また、ただし書ロにも該当しないと判断される。

以上のことから、本件保有個人情報については、条例第14条第2号及び条例第14条第3号に該当し、不開示とした本件処分は妥当である。

第7 まとめ

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第8 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 1月13日	諮問（諮問第39号）を受けた。
平成27年 2月13日	実施機関（健康福祉部南加賀保健福祉センター）から理由説明書を受理した。
平成27年 8月19日 （第37回審査会）	事案の審議を行った。
平成27年10月20日 （第38回審査会）	事案の審議を行った。